

賃貸料受領証明書

上原 正次 殿

物件名 : メゾンひとし 102号  
 所在地 : 沖縄県糸満市西崎3丁目157  
 賃貸期間 : 平成 29 年 6 月 ~ 平成 31 年 6 月

金 420,000 円

受領明細

月	受領年月日	金額	備考
1 月分	平成 30 年 12 月 26 日	60,000 円	
2 月分	平成 31 年 1 月 23 日	60,000 円	
3 月分	平成 31 年 2 月 26 日	60,000 円	
4 月分	平成 年 月 日	円	
5 月分	平成 年 月 日	円	
6 月分	平成 年 月 日	円	
7 月分	平成 年 月 日	円	
8 月分	平成 年 月 日	円	
9 月分	平成 30 年 8 月 27 日	60,000 円	
10 月分	平成 30 年 9 月 26 日	60,000 円	
11 月分	平成 30 年 10 月 25 日	60,000 円	
12 月分	平成 30 年 11 月 26 日	60,000 円	

※上記のとおり賃貸料の受領額を証明致します。

< 内訳 >

平成 31 年 3 月 7 日

家賃 60,000 円  
 共益費 円  
 振替料 円  
 衛生費 円  
 合計 60,000 円

管理会社



( 9 月分 ~ 3 月分 ) 事務所の家賃代金 ( 9 月から銀行振込計に振りまいた )  
 政務活動事務所として使用している為金額充当。 420,000

**ご利用明細** いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
300926	602050146		
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	ご利用手数料 (消費税別)	お取引金額	
お振込		¥60,324	
お取引時刻	お取引後残高		
12:46	おつり ¥0		
琉球銀行			
受取人 ユ.アイホーム様 依頼人 ウエハラ マサジ 様 振込日 30-09-26 振込金額 ¥60,000 振込手数料 ¥324 0926032			
		印紙税申告納付につき那覇 税務署承認済	

**琉球銀行**

102-317(23.01)

( 10月分 )

**ご利用明細** いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
300827	602060110		
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	ご利用手数料 (消費税別)	お取引金額	
お振込		¥60,324	
お取引時刻	お取引後残高		
09:56	おつり ¥676		
琉球銀行			
受取人 ユ.アイホーム様 依頼人 ウエハラ マサジ 様 振込日 30-08-27 振込金額 ¥60,000 振込手数料 ¥324 0827018			
		印紙税申告納付につき那覇 税務署承認済	

**琉球銀行**

102-317(23.01)

( 9月分 )

**ご利用明細** いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
301126	602050184		
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	ご利用手数料 (消費税別)	お取引金額	
お振込		¥60,324	
お取引時刻	お取引後残高		
11:22	おつり ¥0		
琉球銀行			
受取人 ユ.アイホーム様 依頼人 ウエハラ マサジ 様 振込日 30-11-26 振込金額 ¥60,000 振込手数料 ¥324 1126034			
		印紙税申告納付につき那覇 税務署承認済	

**琉球銀行**

102-317(23.01)

( 12月分 )

**ご利用明細** いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
301025	602060191		
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	ご利用手数料 (消費税別)	お取引金額	
お振込		¥60,324	
お取引時刻	お取引後残高		
12:15	おつり ¥0		
琉球銀行			
受取人 ユ.アイホーム様 依頼人 ウエハラ マサジ 様 振込日 30-10-25 振込金額 ¥60,000 振込手数料 ¥324 1025050			
		印紙税申告納付につき那覇 税務署承認済	

**琉球銀行**

102-317(23.01)

( 11月分 )

事務所家賃振り込み明細

**ご利用明細** いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
310123	602050091		
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	ご利用手数料 (消費税別)	お取引金額	
お振込		¥60,324	
お取引時刻	お取引後残高		
11:48	おつり ¥0		
琉球銀行			
[Redacted]			
受取人	ユ.アイホーム様		
依頼人	ウエハラ マサジ 様		
振込日	31-01-23		
振込金額	¥60,000		
振込手数料	¥324		
0123013	印紙税申告納付につき那覇税務署承認済		

**琉球銀行**

102-317(23.01)

( 2月分 )

事務所の家賃  
振り込み明細

**ご利用明細** いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
301226	602060240		
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	ご利用手数料 (消費税別)	お取引金額	
お振込		¥60,324	
お取引時刻	お取引後残高		
14:04	おつり ¥0		
琉球銀行			
[Redacted]			
受取人	ユ.アイホーム様		
依頼人	ウエハラ マサジ 様		
振込日	30-12-26		
振込金額	¥60,000		
振込手数料	¥324		
1226044	印紙税申告納付につき那覇税務署承認済		

**琉球銀行**

102-317(23.01)

( 1月分 )

**ご利用明細** いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
310226	602060235		
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	ご利用手数料 (消費税別)	お取引金額	
お振込		¥60,324	
お取引時刻	お取引後残高		
13:57	おつり ¥0		
琉球銀行			
[Redacted]			
受取人	ユ.アイホーム様		
依頼人	ウエハラ マサジ 様		
振込日	31-02-26		
振込金額	¥60,000		
振込手数料	¥324		
0226034	印紙税申告納付につき那覇税務署承認済		

**琉球銀行**


102-317(23.01)

( 3月分 )

上・下水道料金納入通知書兼領収証  
(お客様控) 平成30年 6月26日発行

水栓番号	10-060-02
納付期限	平成30年 7月17日
〒 901-0305 西崎町3丁目157番地	
メゾンひとし102号	
上原 正次(102) 様	
設置場所	西崎町3丁目157番地 メゾンひとし102号
使用期間	平成30年 5月12日 から 平成30年 6月12日 まで
用途	営業用 整理番号 063101
調定月	平成30年 6月分
使用水量	1 m <sup>3</sup>
上水道料金	2,151 円
下水道料金	979 円
合計金額	3,130 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

糸 満 市 長   
糸満市水道部

TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988  
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の  
紛争をさけるため5年  
間保存してください。


※料金を訂正したものの  
領収日付印のない  
ものは無効です。  
収納代行 税理士システム



上・下水道料金納入通知書兼領収証  
(お客様控) 平成30年 5月25日発行

水栓番号	10-060-02
納付期限	平成30年 6月15日
〒 901-0305 西崎町3丁目157番地	
メゾンひとし102号	
上原 正次(102) 様	
設置場所	西崎町3丁目157番地 メゾンひとし102号
使用期間	平成30年 4月12日 から 平成30年 5月12日 まで
用途	営業用 整理番号 063101
調定月	平成30年 5月分
使用水量	1 m <sup>3</sup>
上水道料金	2,151 円
下水道料金	979 円
合計金額	3,130 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

糸 満 市 長   
糸満市水道部

TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988  
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の  
紛争をさけるため5年  
間保存してください。


※料金を訂正したものの  
領収日付印のない  
ものは無効です。  
収納代行 税理士システム



上・下水道料金納入通知書兼領収証  
(お客様控) 平成30年 4月25日発行

水栓番号	10-060-02
納付期限	平成30年 5月15日
〒 901-0305 西崎町3丁目157番地	
メゾンひとし102号	
上原 正次(102) 様	
設置場所	西崎町3丁目157番地 メゾンひとし102号
使用期間	平成30年 3月12日 から 平成30年 4月12日 まで
用途	営業用 整理番号 063101
調定月	平成30年 4月分
使用水量	2 m <sup>3</sup>
上水道料金	2,151 円
下水道料金	979 円
合計金額	3,130 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

糸 満 市 長   
糸満市水道部

TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988  
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の  
紛争をさけるため5年  
間保存してください。

※料金を訂正したものの  
領収日付印のない  
ものは無効です。  
収納代行 税理士システム



↑  $3,130 \times \frac{12}{32}$   
= 1,173  
4月充当額 1,173

事務所水道料金 (4月~6月分)


政務活動事務所として使用の為 全額充当

7,433

上・下水道料金納入通知書兼領収証  
(お客様控) 平成30年 9月26日発行

水栓番号	10-060-02
納付期限	平成30年10月15日
〒901-0305 西崎町3丁目157番地 メゾンひとし102号 上原 正次(102)様	
設置場所 西崎町3丁目157番地 メゾンひとし102号	
使用期間	平成30年 8月12日 から 平成30年 9月12日 まで
用途	営業用 整理番号 063101
調定月	平成30年 9月分
使用水量	1 m <sup>3</sup>
上水道料金	2,151 円
下水道料金	979 円
合計金額	3,130 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

糸満市長  糸満市水道部  
TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988  
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地  
上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。

※料金を訂正したものは領収日付印のないものは無効です。  
取柄代行 無線伝送システム

領収日付印

30.10.2


糸満市

収入印紙不要

上・下水道料金納入通知書兼領収証  
(お客様控) 平成30年 8月27日発行

水栓番号	10-060-02
納付期限	平成30年 9月18日
〒901-0305 西崎町3丁目157番地 メゾンひとし102号 上原 正次(102)様	
設置場所 西崎町3丁目157番地 メゾンひとし102号	
使用期間	平成30年 7月12日 から 平成30年 8月12日 まで
用途	営業用 整理番号 063101
調定月	平成30年 8月分
使用水量	1 m <sup>3</sup>
上水道料金	2,151 円
下水道料金	979 円
合計金額	3,130 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

糸満市長  糸満市水道部  
TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988  
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地  
上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。

※料金を訂正したものは領収日付印のないものは無効です。  
取柄代行 無線伝送システム

領収日付印

領収7

30.8.31


沖縄県農協  
糸満支店

収入印紙不要

上・下水道料金納入通知書兼領収証  
(お客様控) 平成30年 7月25日発行

水栓番号	10-060-02
納付期限	平成30年 8月15日
〒901-0305 西崎町3丁目157番地 メゾンひとし102号 上原 正次(102)様	
設置場所 西崎町3丁目157番地 メゾンひとし102号	
使用期間	平成30年 6月12日 から 平成30年 7月12日 まで
用途	営業用 整理番号 063101
調定月	平成30年 7月分
使用水量	3 m <sup>3</sup>
上水道料金	2,151 円
下水道料金	979 円
合計金額	3,130 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

糸満市長  糸満市水道部  
TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988  
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地  
上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。

※料金を訂正したものは領収日付印のないものは無効です。  
取柄代行 無線伝送システム

領収日付印

領収6

30.7.30

沖縄県農協  
糸満支店

収入印紙不要


事務所 水道料金 (7月~9月)  
政務活動事務所として使用の為 全額充当

9,390

上・下水道料金納入通知書兼領収証  
(お客様控) 平成30年12月25日発行

水栓番号	10-060-02
納付期限	平成31年1月15日
〒901-0305 西崎町3丁目157番地	
メゾンひとし102号	
上原 正次(102) 様	
設置場所 西崎町3丁目157番地 メゾンひとし102号	
使用期間	平成30年11月12日 から 平成30年12月12日 まで
用途	営業用 整理番号 063101
調定月	平成30年12月分
使用水量	0 m <sup>3</sup>
上水道料金	2,151 円
下水道料金	979 円
合計金額	3,130 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

糸満市長   
糸満市水道部  
TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988  
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地  
上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。


※料金を訂正したものの領収日付印のないものは無効です。  
取柄代行 口座振替システム



上・下水道料金納入通知書兼領収証  
(お客様控) 平成30年11月26日発行

水栓番号	10-060-02
納付期限	平成30年12月17日
〒901-0305 西崎町3丁目157番地	
メゾンひとし102号	
上原 正次(102) 様	
設置場所 西崎町3丁目157番地 メゾンひとし102号	
使用期間	平成30年10月12日 から 平成30年11月12日 まで
用途	営業用 整理番号 063101
調定月	平成30年11月分
使用水量	1 m <sup>3</sup>
上水道料金	2,151 円
下水道料金	979 円
合計金額	3,130 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

糸満市長   
糸満市水道部  
TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988  
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地  
上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。


※料金を訂正したものの領収日付印のないものは無効です。  
取柄代行 口座振替システム



上・下水道料金納入通知書兼領収証  
(お客様控) 平成30年10月25日発行

水栓番号	10-060-02
納付期限	平成30年11月15日
〒901-0305 西崎町3丁目157番地	
メゾンひとし102号	
上原 正次(102) 様	
設置場所 西崎町3丁目157番地 メゾンひとし102号	
使用期間	平成30年9月12日 から 平成30年10月12日 まで
用途	営業用 整理番号 063101
調定月	平成30年10月分
使用水量	2 m <sup>3</sup>
上水道料金	2,151 円
下水道料金	979 円
合計金額	3,130 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

糸満市長   
糸満市水道部  
TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988  
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地  
上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。

※料金を訂正したものの領収日付印のないものは無効です。  
取柄代行 口座振替システム



事務所水道料金 (10月 ~ 12月)


政務活動事務所として使用の為 全額充当

9,390

上・下水道料金納入通知書兼領収証  
(お客様控) 平成31年 3月26日発行

水栓番号	10-060-02
納付期限	平成31年 4月15日
〒901-0305 西崎町3丁目157番地	
メゾンひとし102号	
上原 正次(102) 様	
設置場所 西崎町3丁目157番地 メゾンひとし102号	
使用期間	平成31年 2月12日 から 平成31年 3月12日 まで
用途	営業用 整理番号 063101
調定月	平成31年 3月分
使用水量	2 m <sup>3</sup>
上水道料金	2,151 円
下水道料金	979 円
合計金額	3,130 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

糸 満 市 長   
糸満市水道部

TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988  
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。

※料金を訂正したものの領収日付印のないものは無効です。  
収納代行 ISK電算システム



上・下水道料金納入通知書兼領収証  
(お客様控) 平成31年 2月25日発行

水栓番号	10-060-02
納付期限	平成31年 3月15日
〒901-0305 西崎町3丁目157番地	
メゾンひとし102号	
上原 正次(102) 様	
設置場所 西崎町3丁目157番地 メゾンひとし102号	
使用期間	平成31年 1月12日 から 平成31年 2月12日 まで
用途	営業用 整理番号 063101
調定月	平成31年 2月分
使用水量	1 m <sup>3</sup>
上水道料金	2,151 円
下水道料金	979 円
合計金額	3,130 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

糸 満 市 長   
糸満市水道部

TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988  
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。


※料金を訂正したものの領収日付印のないものは無効です。  
収納代行 ISK電算システム



上・下水道料金納入通知書兼領収証  
(お客様控) 平成31年 1月25日発行

水栓番号	10-060-02
納付期限	平成31年 2月15日
〒901-0305 西崎町3丁目157番地	
メゾンひとし102号	
上原 正次(102) 様	
設置場所 西崎町3丁目157番地 メゾンひとし102号	
使用期間	平成30年12月12日 から 平成31年 1月12日 まで
用途	営業用 整理番号 063101
調定月	平成31年 1月分
使用水量	2 m <sup>3</sup>
上水道料金	2,151 円
下水道料金	979 円
合計金額	3,130 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

糸 満 市 長   
糸満市水道部

TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988  
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

上記のとおり領収しました。

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。

※料金を訂正したものの領収日付印のないものは無効です。  
収納代行 ISK電算システム



事務所水道料金 (1月~3月)

政務活動事務所として使用の為 全額充当。

9,390

**電気ご使用量のお知らせ (検針票)** いつもご利用いただきありがとうございます。

上原正次政治活動事務所 (代)上原 正次 様  
メゾンひとし 102

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
20356	10	1	8	203	1091	2000 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-0356-0001-0180-0000

ご使用量	計	269 kWh	平成30年 4月分	ご利用期間 3月17日~ 4月17日 お支払期日 5月18日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	4月18日	翌月検針日	5月18日	ご参考使用量(kWh)
今月指示数	1426.4	前月(取付)指示数	1157.8	前月
乗率		使用量	269	前年同月
		計器番号	Z598093	356

ご請求金額 (再エネ賦課金)	7,651 円 (再掲 710 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 3円72銭	- 2円17銭	+28円40銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 0円37銭	- 0円22銭	+ 2円64銭
			+ 2円90銭

お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777  
停電・緊急 0120-586-701 那覇支店  
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

**電気料金払込受領証**

上原正次政治活動事務所 代 上原 正次 様  
電気番号 20356- 10-1-8  
ご契約種別 従量電灯  
平成 30年 4月分

領収金額	7,651 円
料金	8,941 円
再エネ賦課金	710 円

【再掲】  
消費税等相当額 566 円  
燃料費調整額 -99.55 円

ご使用量 269 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	5月18日	日付 18.5.17 西崎運動公園前 ファミリーマート
金融機関 取扱期限日	5月28日	
コンビニ等 取扱期限日	6月7日	

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

$\uparrow 7.651 \times 17 / 32 = 4.064$       4月充当額      4.064

**電気ご使用量のお知らせ (検針票)** いつもご利用いただきありがとうございます。

上原正次政治活動事務所 (代)上原 正次 様  
メゾンひとし 102

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
20356	10	1	8	203	1091	2000 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-0356-0001-0180-0000

ご使用量	計	283 kWh	平成30年 5月分	ご利用期間 4月18日~ 5月17日 お支払期日 6月18日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	5月18日	翌月検針日	6月18日	ご参考使用量(kWh)
今月指示数	1709.8	前月(取付)指示数	1426.4	前月
乗率		使用量	283	前年同月
		計器番号	Z598093	350

ご請求金額 (再エネ賦課金)	8,190 円 (再掲 820 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 2円17銭	- 1円88銭	+29円00銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 0円22銭	- 0円19銭	+ 2円90銭
			+ 2円90銭

お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777  
停電・緊急 0120-586-701 那覇支店  
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

**電気料金払込受領証**

上原正次政治活動事務所 代 上原 正次 様  
電気番号 20356- 10-1-8  
ご契約種別 従量電灯  
平成 30年 5月分

領収金額	8,190 円
料金	7,370 円
再エネ賦課金	820 円

【再掲】  
消費税等相当額 606 円  
燃料費調整額 -62.23 円

ご使用量 283 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	6月18日	日付 18.6.16 西崎運動公園前 ファミリーマート
金融機関 取扱期限日	6月28日	
コンビニ等 取扱期限日	7月8日	

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

事務所電気料金(4月~5月)  
政務活動事務所として使用の為全額充当      12,254



電気ご使用量のお知らせ ( 検針票 ) いつもご利用いただきありがとうございます。

上原正次政治活動事務所 ( 代 ) 上原 正次 様  
メゾンひとし 102

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
20356	10	1	8	203	1091	2000 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-0356-0001-0180-0000

ご使用量	計	364 kWh	平成30年 6月分	ご利用期間 5月18日~ 6月18日 お支払期日 7月19日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日
8月19日	7月18日	8月19日	7月18日	8月19日	7月18日	8月19日	7月18日	8月19日	7月18日
今回指示数	前回(取付)指示数	乗率	使用量	計器番号	取替前使用量	前月	前年同月	前月	前年同月
主 2074.0	1709.8	1	364	259093		283	443		

ご請求金額	10,808 円
(再エネ賦課金)	(再掲 1,055 円)

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 1円86銭	+29円00銭	+29円00銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 0円19銭	+ 2円90銭	+ 2円90銭

お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777  
停電・緊急 0120-586-701 那覇支店  
引継 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

上原正次政治活動事務所 ( 代 ) 上原 正次 様  
電気番号 20356- 10-1-8  
ご契約種別 従量電灯  
平成 30年 6月分

領収金額	10,808 円
料金	9,753 円
再エネ賦課金	1,055 円

【再掲】  
消費税等相当額 800 円  
燃料費調整額 -69.12 円

ご使用量 364 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼内容)

支払期日	7月19日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	7月27日	07306 18.7.18
コンビニ等 取扱期限日	8月8日	

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

電気ご使用量のお知らせ ( 検針票 ) いつもご利用いただきありがとうございます。

上原正次政治活動事務所 ( 代 ) 上原 正次 様  
メゾンひとし 102

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
20356	10	1	8	203	1091	2000 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-0356-0001-0180-0000

ご使用量	計	413 kWh	平成30年 7月分	ご利用期間 6月19日~ 7月17日 お支払期日 8月17日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日
7月18日	8月17日	7月18日	8月17日	7月18日	8月17日	7月18日	8月17日
今回指示数	前回(取付)指示数	乗率	使用量	計器番号	取替前使用量	前月	前年同月
主 2487.2	2074.0	1	413	259093		364	505

ご請求金額	12,406 円
(再エネ賦課金)	(再掲 1,197 円)

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 1円86銭	+29円00銭	+29円00銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 0円19銭	+ 2円90銭	+ 2円90銭

お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777  
停電・緊急 0120-586-701 那覇支店  
引継 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

上原正次政治活動事務所 ( 代 ) 上原 正次 様  
電気番号 20356- 10-1-8  
ご契約種別 従量電灯  
平成 30年 7月分

領収金額	12,406 円
料金	11,209 円
再エネ賦課金	1,197 円

【再掲】  
消費税等相当額 918 円  
燃料費調整額 -78.43 円

ご使用量 413 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼内容)

支払期日	8月17日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	8月27日	07359 18.8.17
コンビニ等 取扱期限日	9月6日	

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

事務所電気料金 ( 6月 ~ 7月 )  
政務活動事務所として使用の為全額充当

23.214

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

上原正次政治活動事務所 (代)上原 正次 様  
メゾンひとし 102

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
20356	10	1	8	203	1091	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-0356-0001-0180-0000

ご使用量	計	381 kWh	平成30年	ご利用期間	7月18日~ 8月18日
			8月分	お支払期日	9月18日

※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります

今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	乗率	使用量	計器番号	取替前使用量	ご参考使用量 (kWh)
8月17日	9月20日	9月20日	10月18日		381	2598093		前月 413 前年同月 538
注	今回指示数	前回(取付)指示数						
	2868.4	2487.2		1				

ご請求金額	11,388 円
(再エネ賦課金)	(再掲 1,104 円)

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 1円24銭 + 1円55銭	+29円00銭	+29円00銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 0円12銭 + 0円16銭	+ 2円90銭	+ 2円90銭

沖縄電力株式会社

お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777  
停電・緊急 0120-586-701 那覇支店  
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

上原正次政治活動事務所 (代)上原 正次 様  
電気番号 20356- 10-1-8  
ご契約種別 従量電灯  
平成 30年 8月分

領収金額	11,388 円
料金	10,284 円
再エネ賦課金	1,104 円

【再掲】  
消費税等相当額 843 円  
燃料費調整額 -45.76 円

ご使用量 381 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼入控)

支払期日	9月18日	日 附 印
金融機関	9月20日 収③	
取換期限日	069440	
コンビニ等	10月18日 9.06	
取換期限日		

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

上原正次政治活動事務所 (代)上原 正次 様  
メゾンひとし 102

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
20356	10	1	8	203	1091	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-0356-0001-0180-0000

ご使用量	計	424 kWh	平成30年	ご利用期間	8月17日~ 9月18日
			9月分	お支払期日	10月22日

※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります

今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	乗率	使用量	計器番号	取替前使用量	ご参考使用量 (kWh)
9月20日	10月18日	10月18日	11月16日		424	2598093		前月 381 前年同月 610
注	今回指示数	前回(取付)指示数						
	3292.3	2868.4		1				

ご請求金額	12,913 円
(再エネ賦課金)	(再掲 1,229 円)

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	+ 1円55銭 + 5円27銭	+29円00銭	+29円00銭
11kWh以上(1kWhにつき)	+ 0円16銭 + 0円53銭	+ 2円90銭	+ 2円90銭

沖縄電力株式会社

お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777  
停電・緊急 0120-586-701 那覇支店  
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

上原正次政治活動事務所 (代)上原 正次 様  
電気番号 20356- 10-1-8  
ご契約種別 従量電灯  
平成 30年 9月分

領収金額	12,913 円
料金	11,684 円
再エネ賦課金	1,229 円

【再掲】  
消費税等相当額 956 円  
燃料費調整額 87.79 円

ご使用量 424 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼入控)

支払期日	10月22日	日 附 印
金融機関	11月1日	
取換期限日	11月11日	
コンビニ等		
取換期限日		

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

事務所電気料金 (8月~9月)

政治活動事務所として使用の為全額充当

24.301

電気ご使用量のお知らせ ( 検針票 ) いつもご利用いただきありがとうございます。

上原正次政治活動事務所 ( 代 ) 上原 正次 様  
メゾンひとし 102

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
20356	10	1	8	203	1091	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-0356-0001-0180-0000

ご使用量 計 282 kWh 平成30年 10月分

ご利用期間 9月20日~10月17日  
お支払期日 11月19日  
※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります

今月検針日	10月18日	翌月検針日	11月17日	ご参考使用量 (kWh)	
今回指示数	3573.9	前回 ( 取付 ) 指示数	3292.3	前月	前年同月
主				424	423

ご請求金額 8,370 円 (再エネ賦課金) (再掲 817 円)

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh + 5円27銭 + 8円06銭	+ 2円00銭	+ 28円00銭	+ 28円00銭
11kWh以上 (1kWhにつき) + 0円53銭 + 0円81銭	+ 2円90銭	+ 2円90銭	+ 2円90銭

お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777  
停電・緊急 0120-586-701 那覇支店  
引継 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

切り取らずに金融機関 コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

上原正次政治活動事務所 代 上原 正次 様  
電気番号 20356- 10-1-8  
ご契約種別 従量電灯  
平成 30年10月分

領収金額 8,370 円  
料金 7,553 円  
再エネ賦課金 817 円

【再掲】  
消費税等相当額 820 円  
燃料費調整額 149.43 円

ご使用量 282 kWh

※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	11月19日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	11月29日	18.11.06
コンビニ等 取扱期限日	12月9日	

沖縄電力株式会社 収入印紙貼付欄  
那覇支店

切り取らずに金融機関 コンビニエンスストア等へお出しください。

電気ご使用量のお知らせ ( 検針票 ) いつもご利用いただきありがとうございます。

上原正次政治活動事務所 ( 代 ) 上原 正次 様  
メゾンひとし 102

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
20356	10	1	8	203	1091	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-0356-0001-0180-0000

ご使用量 計 270 kWh 平成30年 11月分

ご利用期間 10月18日~11月16日  
お支払期日 12月17日  
※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります

今月検針日	11月17日	翌月検針日	12月19日	ご参考使用量 (kWh)	
今回指示数	3844.3	前回 ( 取付 ) 指示数	3573.9	前月	前年同月
主				262	268

ご請求金額 8,070 円 (再エネ賦課金) (再掲 783 円)

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh + 8円06銭 + 9円30銭	+ 2円00銭	+ 28円00銭	+ 28円00銭
11kWh以上 (1kWhにつき) + 0円81銭 + 0円93銭	+ 2円90銭	+ 2円90銭	+ 2円90銭

お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777  
停電・緊急 0120-586-701 那覇支店  
引継 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

切り取らずに金融機関 コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

上原正次政治活動事務所 代 上原 正次 様  
電気番号 20356- 10-1-8  
ご契約種別 従量電灯  
平成 30年11月分

領収金額 8,070 円  
料金 7,287 円  
再エネ賦課金 783 円

【再掲】  
消費税等相当額 597 円  
燃料費調整額 218.66 円

ご使用量 270 kWh

※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	12月17日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	12月27日	18.11.26
コンビニ等 取扱期限日	1月6日	

沖縄電力株式会社 収入印紙貼付欄  
那覇支店

切り取らずに金融機関 コンビニエンスストア等へお出しください。

事務所電気料金 ( 10月 ~ 11月 )  
政務活動事務所として使用の為全額充当

16,440

**電気ご使用量のお知らせ (検針票)** いつもご利用いただきありがとうございます。

上原正次政治活動事務所 代上原 正次 様  
メゾンひとし 102

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
20356	10	1	8	203	1091	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-0356-0001-0180-0000

ご使用量	計	280 kWh	平成30年 12月分	ご利用期間 11月17日~12月18日 お支払期日 1月18日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	---------------	---

今月検針日	12月19日	翌月検針日	1月22日
今月指示数	4124.4	前回(取付)指示数	3844.3
主		使用量	280
		計器番号	7588083
		取替前使用量	270
		ご参考使用量(kWh)	前月 328

ご請求金額	8,386 円
(再エネ賦課金)	(再掲 812 円)

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分	翌月分
0kWh~10kWh + 9円30銭	+ 11円16銭
11kWh以上(1kWhにつき)	+ 1円12銭
	+ 2円90銭
	+ 2円90銭

お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-588-391 (IP電話) 098-893-7777  
停電・緊急 0120-588-701 那覇支店  
引継 0120-588-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

**電気料金払込受領証**

上原正次政治活動事務所 代上原 正次 様  
電気番号 20356- 10-1-8  
ご契約種別 従量電灯  
平成 30年12月分

領収金額	8,386 円
料金	7,608 円
再エネ賦課金	812 円
精算金額	-34 円

[再掲]  
消費税等相当額 620 円  
燃料費調整額 260.40 円

ご使用量 280 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(Aご依頼人控)

支払期日	1月18日	日 附一印
金融機関	1月28日	07306
取替期限日	2月7日	19.1.09

西崎運動公園前  
那覇支店  
収入印紙貼付欄

**電気ご使用量のお知らせ (検針票)** いつもご利用いただきありがとうございます。

上原正次政治活動事務所 代上原 正次 様  
メゾンひとし 102

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
20356	10	1	8	203	1091	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-0356-0001-0180-0000

ご使用量	計	275 kWh	平成31年 1月分	ご利用期間 12月19日~1月21日 お支払期日 2月21日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	1月22日	翌月検針日	2月18日
今月指示数	4399.6	前回(取付)指示数	4124.4
主		使用量	275
		計器番号	7588083
		取替前使用量	280
		ご参考使用量(kWh)	前月 305

ご請求金額	8,313 円
(再エネ賦課金)	(再掲 797 円)

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分	翌月分
0kWh~10kWh + 11円16銭	+ 13円02銭
11kWh以上(1kWhにつき)	+ 1円30銭
	+ 2円90銭
	+ 2円90銭

お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-588-391 (IP電話) 098-893-7777  
停電・緊急 0120-588-701 那覇支店  
引継 0120-588-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

**電気料金払込受領証**

上原正次政治活動事務所 代上原 正次 様  
電気番号 20356- 10-1-8  
ご契約種別 従量電灯  
平成 31年1月分

領収金額	8,313 円
料金	7,516 円
再エネ賦課金	797 円

[再掲]  
消費税等相当額 615 円  
燃料費調整額 307.86 円

ご使用量 275 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(Aご依頼人控)

支払期日	2月21日	日 附一印
金融機関	3月1日	07306
取替期限日	3月13日	19.2.17

西崎運動公園前  
那覇支店  
収入印紙貼付欄

事務所電気料金(12月~1月)  
政治活動事務所として使用の為全額充当

16.699

電気ご使用量のお知らせ ( 検針票 ) いつもご利用いただきありがとうございます。

上原正次政治活動事務所 ( 代 ) 上原 正次 様  
メゾンひとし 102

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
20356	10	1	8	203	1091	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-0356-0001-0180-0000

ご使用量	計	215 kWh	平成31年 2月分	ご利用期間 1月22日~ 2月17日 お支払期日 3月20日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	翌月検針日	3月18日	使用量	計器番号	取替前使用量	ご参考使用量 (kWh)
今月指示数	前回(取付)指示数	乗率				前月 前年同月
主 4614.6	4399.6		215	2598093		275 185

ご請求金額 (再エネ賦課金)	6,433 円 (再掲 623 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh + 13円02銭	+ 12円40銭	+ 29円00銭	+ 29円00銭
11kWh以上 (1kWhにつき) + 1円30銭	+ 1円24銭	+ 2円90銭	+ 2円90銭

沖縄電力株式会社  
お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-588-391 (IP電話) 098-993-7777  
停電・緊急 0120-588-701 那覇支店  
引継 0120-588-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

上原正次政治活動事務所 ( 代 ) 上原 正次 様  
電気番号 20356- 10-1-8  
ご契約種別 従量電灯  
平成 31年 2月分

領収金額	6,433 円
料金	5,810 円
再エネ賦課金	623 円

【再掲】  
消費税等相当額 476 円  
燃料費調整額 279.52 円

ご使用量 215 kWh

※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	3月20日
金融機関 取扱期限日	3月29日
コンビニ等 取扱期限日	4月9日

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

電気ご使用量のお知らせ ( 検針票 ) いつもご利用いただきありがとうございます。

上原正次政治活動事務所 ( 代 ) 上原 正次 様  
メゾンひとし 102

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
20356	10	1	8	203	1091	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-0356-0001-0180-0000

ご使用量	計	261 kWh	平成31年 3月分	ご利用期間 2月18日~ 3月17日 お支払期日 4月17日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	翌月検針日	4月17日	使用量	計器番号	取替前使用量	ご参考使用量 (kWh)
今月指示数	前回(取付)指示数	乗率				前月 前年同月
主 4675.7	4614.6		261	2598093		215 202

ご請求金額 (再エネ賦課金)	7,896 円 (再掲 756 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh + 12円40銭	+ 8円06銭	+ 29円00銭	+ 29円00銭
11kWh以上 (1kWhにつき) + 1円24銭	+ 0円81銭	+ 2円90銭	+ 2円90銭

沖縄電力株式会社  
お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-588-391 (IP電話) 098-993-7777  
停電・緊急 0120-588-701 那覇支店  
引継 0120-588-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

上原正次政治活動事務所 ( 代 ) 上原 正次 様  
電気番号 20356- 10-1-8  
ご契約種別 従量電灯  
平成 31年 3月分

領収金額	7,896 円
料金	7,140 円
再エネ賦課金	756 円

【再掲】  
消費税等相当額 584 円  
燃料費調整額 323.64 円

ご使用量 261 kWh

※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	4月17日
金融機関 取扱期限日	4月26日
コンビニ等 取扱期限日	5月7日

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

事務所電気料金 ( 2月 ~ 3月 )  
政務活動事務所として使用の為金額充当

14,329

# 事務所概要申告票

議員名 上原 正次

## 1. 物件の所在

住所	糸満市西崎町3-157 メゾンひとし102号	
電話番号	098-995-3512	

## 2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃貸借契約先 [ 有限会社 アイ・ホーム ] ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄: ) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

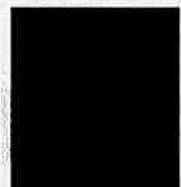
事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

上原 正次



賃借人 氏名 沖縄県糸満市西崎2丁目17-13  
 有限会社 アイ・ホーム  
 住所 TEL 098-994-5988  
 FAX 098-994-5989



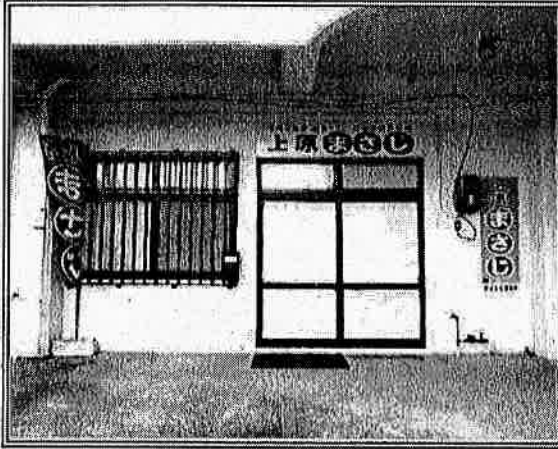
# 事務所費充当状況申告票

議員名 上原 正次

## 1. 事務所の状況

住所	糸満市西崎町3-157 メゾンひとし102号
----	------------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



## 2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

当該事務所は、政務活動事務所として使用している為、全額充当とする。

(関係経費)	
家賃(月額)	60,000 円
その他	円
	円

(充当額)	
家賃(月額)	60,000 円
その他	円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

上原 正次



# 建物賃貸借契約書

## 店舗事務所倉庫用

平成 29 年 6 月 26 日

物件名 マゾンひとし 102 号室

賃借人 ウエハラ マサジ

上原 正次

様

所在地	沖縄県糸満市西崎町3丁目157		
物件	(名称) マゾンひとし	1 階	102 号室
種類	店舗・事務所・その他( )	使用目的(業種)	選挙事務所
構造	鉄骨造・鉄筋コンクリート造/陸屋根・その他( )		3 階建
面積	建物面積 39.7 m <sup>2</sup>	敷地面積	m <sup>2</sup>
契約期間	平成 29 年 6 月 26 日より平成 31 年 6 月 25 日までの 2 年間 ※ただし、第2条により更新することができる。		
賃料等	賃料(月額)	60,000 円	※駐車場(月額) ナシ 円
	共益費(月額)	0 円	礼金(1ヵ月分) (引継ぎ)60000 円
	消費税(月額)	込み 円	敷金(1ヵ月分) (引継ぎ)60000 円
	合計(月額)	60,000 円	保険料 本人加入 円
支払期日	上記の賃料等は、毎月 27 日までに翌月分を下記の方法により支払うものとする。 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。		
支払方法	1 銀行振込	2 自動引落し	3 甲へ持参
振込先	銀行名	支店名	預金口座番号
	沖縄銀行		(有)アイ・ホーム
受取人住所	電話		

<緊急連絡先>

氏名	住所	TEL	借主との関係
名称			妻

[特記事項]



店舗事務所用建物賃貸借契約書

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、標記に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」という。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、標記に記載するとおりとする。

2 甲又は乙が相手方に対して別段の意思表示をしないときは、同一条件でもってさらに1年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

(使用目的)

第3条 乙は、本物件を標記の目的(業種)にのみ使用する。

(賃料及び共益費)

第4条 乙は、標記の記載に依り、賃料、共益費を支払わなければならない。

2 1か月毎に満たない期間の賃料、共益費等は、その月の日数に応じて日割計算した額とする。

3 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料、共益費を改定することができる。

(1) 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不当となった場合。

(2) 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の變動により賃料が不当となった場合。

(3) 近隣同種の建物の賃料と比較して賃料が不当となった場合。

(公租公課)

第5条 本物件に関する公租公課は甲の負担とする。

(駐車場)

第6条 乙は、駐車場を使用する場合、標記の料金を支払い、甲又は管理人の指定する位置に、甲の乗車を待たせ自動車のみを駐車しなければならない。

2 駐車場内における盗難又は事故等については、甲及び管理人は一切その責任を負わないものとする。

3 違法駐車については、乙にて対処するものとする。

(諸費用の負担)

第7条 乙は入居後、次の各号の諸費用を負担する。

(1) 電気料金、ガス料金、上下水道料金、電話料金及び汚物処理の費用。

(税金・礼金)

第8条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、標記に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺することができる。

3 契約日より2年未満に本物件を解約する場合は、敷金は、返還しないものとし、原状回復にかかる費用(借主負担)及び他の被損修繕費用(以下「被損修繕費用」という。)については、乙の負担とする。

契約日より2年以上で本契約を解約する場合は、原状回復にかかる費用(借主負担)及び他の被損修繕費用(以下「被損修繕費用」という。)

を、敷金より差し引く(残額を返還する)。

4 前項の但し書きの場合には、甲は、敷金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

5 敷金額から乙が負担すべき修繕費用、床材交換、延滞損害金、損害賠償金その他甲が受領すべき金額を差し引き不足が生じるときは、乙はこの不足額を直ちに甲に精付しなければならない。

6 賃料が増額された場合、乙は敷金を精算しなければならない。増額する敷金は、前賃料額を基準に、本契約の標記に記載する月数分相当額とする。

7 礼金は入居期間に係わらず返金しないものとする。

(借主の管理義務)

第9条 乙は、善良な管理者の注意をもって、本物件を保全し使用しなければならない。

2 乙は、自己又はその代理人、使用人、請負人、来店客その他関係者等の故意、過失により、建物及び設備等を故障、破損、滅失させたときは、その賠償をしなければならない。

(承諾事項)

第10条 乙は、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(1) 本物件の全部又は一部につき、賃貸借の譲渡、転貸若しくは使用賃借をなし、あるいは、本物件を第三者に使用させ、若しくは乙以外の名義を表示しようとするとき。

(2) 本物件に基づく一切の権利を第三者に譲渡し、又は担保の用に供しようとするとき。

(3) 建物を第8条の使用目的以外に使用するとき。

(4) 本物件の増築、改築、改修若しくは模様替え又は本物件の敷地内における工作物の設置を行おうとするとき。

(5) 連帯保証人を変更しようとするとき。

(6) 階数、廊下等の共用部分に物品を置く場合、あるいは看板、ポスター等の広告物を掲示するとき。

(7) 本物件内に居住し、又は人を居住させること。

(8) 犬猫等の動物の他、猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育するとき。

(9) 本物件出入口の扉を変更するとき。

(10) 大型の倉庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けようとするとき。

(禁止事項)

第11条 乙は、本物件の使用に当たり、次に例示するような危険な行為、騒音、悪臭の発生その他近隣の迷惑及び共同生活を乱す行為や衛生上有害となる行為並びに本物件に損害を及ぼす行為等をしてはならない。

(1) 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

(2) 配水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。

(届出事項)

第12条 乙又は連帯保証人は、次のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を、甲に届出なければならない。

- (1) 引続き1か月以上本物件を使用しなくなるとき、又は現に使用していないとき。
- (2) 乙の、住所、商号、代表者その他商業登記事項に変更が生じたとき、又は連帯保証人の住所、氏名、職業その他に変更が生じたとき。
- (3) 連帯保証人が破産、死亡又は解散したとき。
- (4) 建物及び設備が焼損又はその恐れが生じたとき。

(修繕義務)

第13条 本物件の本体及び本体の欠陥に基づく屋根、外壁、柱、基礎、その他甲の設置した設備等の損傷により、本契約の使用目的を達成するのに支障又はその恐れのある場合は、甲は自己の費用負担において修繕するものとし、その他の損傷は乙の費用負担において修繕するものとする。

- 2. 乙は前項の損傷を発見したときは、速やかに甲に通知する義務を負い、甲は修繕するものとする。
- 3. 前項の通知を怠り又は乙の負担において修繕を怠滞したことによって本物件に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の一部又は全部を賠償しなければならない。
- 4. 第1項の損害により、本契約の使用目的を達成するのに支障を生じ、乙が損害を受けても甲はこれを負担しない。但し、乙が以上の損害を防止し、又は損害を少なくするため、自らが甲の費用負担に於いて修繕を行う場合は、甲に連絡のうえ、必要最小限度の範囲内に於いて修繕するものとする。
- 5. 乙の故意又は過失に基づく事由による修繕、及び乙所有の造作、設備に関する修繕は乙が費用を負担するものとする。

(内部設備修繕工事)

第14条 本契約後、乙において本物件に看板を設置し、その他の掲示をなす場合は、あらかじめ、乙は審判により、甲の承諾を得なければならない。

- 2. 前項の看板造作又は付属物件の新設等における不動産取得税は乙の負担とする。
- 3. 第1項の工事については、甲・乙協議の上、施工業者を選定し、これを行うものとし、その費用は乙が一切負担するものとする。乙は、これらに關し必要費・有益費その他費用の負担を甲に請求しない。
- 4. 乙が甲の承諾を得て施した器具、その他造作・修繕等又は本契約終了の場合においては、買取請求権をこれを放棄することを承知し直ちに当該物件の撤収をなし、原状回復の義務を負うものとする。但し、甲が原状回復を希望しない場合はこの限りではない。
- 5. 乙が甲の承諾を得ずして、前項の取壊等の行為をなした場合にはこの為に生じた損害の賠償責任は勿論、原状回復の義務を負う。

(解約予告)

第15条 甲又は乙は、本契約の更新を拒絶し、又は解約しようとする場合、次の各号に従って、相手方に書面をもって通知しなければならない。

- (1) 甲においては、更新拒絶するについて正当事由があり、かつ、本契約終了日前6か月以上の猶予期間をおくこと。
- (2) 乙においては、過去日（建物の明渡し日）前1か月以上の猶予期間をおくこと。

- 2. 前項の規定にかかわらず、乙は解約申込日から1か月分の賃料等相当額を支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。

(契約の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、催告その他の法的手段により、直ちに本契約を解除できる。但し、当該違反行為が本契約の締結に必要な信頼関係を破壊したものでない限り認められるときは、この限りではない。

- (1) 乙が賃料、共益費等の支払いを2か月分以上遅滞して滞納したとき。
- (2) 乙が賃料、共益費等の支払いをしはばしば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を損なうと認められるとき。
- (3) 本契約の各条項に違反したとき。
- (4) 乗換及び共同生活の秩序・平穏等を阻害する行為を反復したとき。
- (5) 本物件又は共同施設等を故意に滅失又は破壊させたとき。
- (6) 入居申込書及び本契約書に虚偽の記載をしたことが発覚したとき。
- (7) 第12条第1号の届出義務を怠り、1か月以上の長期にわたり所在不明となったとき。

(暴力団等の排除)

第17条 乙が次の各号の一に該当したときは、甲は何らの催告を要せず本契約を解除することができる。乙は本物件を直ちに明渡さなければならない。この場合、甲は乙の事前事後の同意を得ることなく、電気、ガス、水の供給停止、本物件の施設交換等の乙の本物件の使用を妨害する措置をとることができることを、乙はあらかじめ承諾した。

- (1) 乙が暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員であることが判明したとき。
- (2) 乙の代表者、本物件の責任者、実質的に経営権を有する者が暴力団構成員若しくは暴力団準構成員であることが判明したとき。
- (3) 本物件内、共用部分等に暴力団であることを感知させる名称、看板、代紋、提灯等を掲示したとき。
- (4) 本物件に暴力団構成員、同準構成員等を居住させ、あるいは反復継続して出入りさせたとき。
- (5) 本物件、共用部分その他本物件周辺において、乙またはその構成員、関係者が暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物破損、監禁、凶器準備集合、賭博、死傷、買置刑、銃砲刀剣所持等の犯罪を行ったとき。
- (6) 本物件、共用部分その他本物件周辺において、暴力団の威力を背景に粗野な態度、言動によって、他の入居者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

(契約の消滅)

第18条 天災、地震、火災等により本物件を通常の用に供することができなくなった場合、又は都市計画により、本物件が収用又は使用が制限され、賃貸借を継続することができなくなった場合は、本契約は当然消滅し、甲は乙に対し敷金の全額を無利息で返還する。

(行方不明の場合の措置)

第19条 第16条第7号の場合において、甲は、連帯保証人若しくはこの緊急連絡先、親族等の乙の関係者に

通知のうえ、本物件に設置されたこの什器、備品、物品等を運搬たが法により任意の場所へ保管することができるとする。その後、1か月を経過しても引取人のないときは、乙は一切の権利を放棄したもとして、甲において処分し債務に充当しても乙は意圖のないものとする。なお、これに要するすべての費用と損害金は乙の負担とする。

(明渡し及び原状回復)

第20条 乙は、本契約が終了したときは、直ちに本物件を明け渡しななければならない。この場合において、乙が本物件及び付帯設備を破損又は汚損したときは、乙の費用負担において原状回復しななければならない。

2 乙は、前項の明渡しをするときは、明渡し日を事前に甲に通知しななければならない。

3 本契約における本物件の明渡しとは、次に掲げるすべての事項を完了したときをいう。

(1) 乙及び使用人すべての退去

(2) 乙が本物件内に搬入したすべての什器、備品、物品等の搬出

(3) 第21条に規定する精費用精算の完了及び鍵の返還

4 乙が退去予定日を経過しても前項の行為を完了しない場合は、次の各号に掲げる損害金を支払わなければならない。

(1) 退去予定日より本物件明渡し完了にいたるまでの間、毎月本契約の賃料等の2倍に相当する損害金

(2) 明渡し遅延により損害を受けた者に対する損害金

5 乙は、本物件の明渡しに際し、移転料、立退料等の請求をすることはできない。

(諸費用の精算)

第21条 乙は本契約の終了に当たり、自己が使用した電灯代、ガス代、水道代、上下水道代、電話代について精算を申しなければならぬ。

2 乙は、第8条第1項に定める敷金の返還を受けるにあたって、前項に掲げる費用の領収書の写しを事前に甲に提出しななければならない。

(立入り)

第22条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することができない。

3 解約申入れ後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を借り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者はあらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

4 甲は、火災、地震、漏水、ガス漏れ等本物件の維持管理上緊急事態が発生したと認められるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件内に立入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を速やかに乙に通知しななければならない。

(損害保険の加入)

第23条 甲は、本物件の建物と付帯設備に対し、甲の費用において、時価を保険金額とする火災保険に加入しななければならない。

2 乙は、火災、漏水、ガス漏れ等、借家人賠償又は個人賠償の責を負う事故が発生させた場合のために

賠償責任特約付の総合保険に加入しななければならない。

3 乙の故意又は過失により甲に損害を与えた場合は、甲はその損害を前項の保険金によって補填し、補填できない部分については別途請求できる。

(連帯損害金)

第24条 乙は、本契約から生じる金銭債務(家賃・共益費等)の支払を遅滞したときは、乙は甲に対し年利14.6%の割合による遅延損害金及び遅延した月数に応じて1か月当たり3千円の請求手数料を支払わなければならない。

(連帯保証人)

第25条 連帯保証人は、乙と連帯して、法定更新、合意更新にかかわらず本契約が存在する限り、本契約から生じるこの一切の債務を負担するものとする。

2 乙は、連帯保証人が欠けるに至ったとき、又は連帯保証人として適当でない甲が認められたときは、乙は甲の請求に従い、直ちに甲が承諾する者に連帯保証人を変更しななければならない。

3 本契約期間中、甲乙の合意により、本契約の内容等に変更が生じた場合、乙は連帯保証人に対して通知を行わなければならない。

(乙から連帯保証人への委任)

第26条 乙は、連帯保証人に対して次の各号のいずれかに該当した場合に限り、本契約を解除し、本物件の明渡しに関する権限を委任するものとする。この場合において、乙は連帯保証人が行った行為に対して、一切の不承を申し立てないほか、連帯保証人及び関係者に対して損害賠償その他の請求をしない。

(1) 乙が賃料等の支払を2か月以上滞り、甲が催告を行うもその支払をしない場合。

(2) 乙が甲の届出をせずして住所不明のまま60日以上経過したとき。

(3) 乙が死亡又は破産その他の事由により本契約の履行が困難な状況に陥ったとき。

2 乙は、本契約が存続する限り、前項の委任を解除できない。

(鍵の交換)

第27条 甲は、乙が防犯等正当な理由で鍵の交換を希望するときは、鍵の交換を行わなければならない。この場合、鍵の交換費用は、乙の実費負担とする。

(管轄裁判所)

第28条 本契約に関する訴訟の管轄裁判所を、本物件所在地の管轄裁判所と定める。

(協議)

第29条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について異議が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

(特約条項)

※敷金 60,000円及び礼金 60,000円に関して前契約より継続するものとする。

※前入居者(前業・後業)の家具・家電及び什器についてはすべてを引継ぎるとし現状回復にかかる費用は乙の負担とする。

事務所費

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し当事者記名押印の上、甲乙各一通を保有する。

6月26日

甲(貸主) 住所 氏名 [Redacted]

乙(借主) 住所 氏名 新浦原市西崎2-17-13 アイ・ホーム 代表取締役 喜納 弘治

勤務先 社名 所在地 自宅 TEL 会社 TEL

連帯保証人 住所 氏名 [Redacted]

勤務先 社名 所在地 自宅 TEL 会社 TEL

連帯保証人 住所 氏名 [Redacted] 実印

勤務先 社名 所在地 自宅 TEL 会社 TEL

紹介業者 神興知事 第 3720 号

神興知事 西崎 2-17-13

有限会社 アイ・ホーム

代表取締役 喜納 弘治

TEL: 098-994-6988 FAX: 098-994-6989

取引主任者 喜納 弘治 事務所 喜納 弘治

取引主任者 氏名 喜納 弘治

紹介業者 神興知事 ( ) 第 号

印

取引主任者 喜納 弘治 事務所 喜納 弘治

取引主任者 氏名

印

事務所費

● 解約予告 (明渡し手)

- 1 解約予告は少なくとも1か月前にお願いします。
- 2 解約予告をされた後、貸主及び媒介業者において、次の賃借人を募集致します。その際、貸主及び媒介業者立会いのもとに、賃借しようとする者又は譲受人を本物件へ案内するということもあるかと存じます。その節は何とぞご協力賜りますようお願い申し上げます。

● 退去時 (引越しにともなう建物明渡し)

- 1 お預しております「敷金」の「精算」については、「電気」「水道」「ガス」代等の「引越し精算の領収証」を持参された後に開始いたします。
- 2 引越しにともなう建物の明渡しにおいては、本物件内に搬入した什器・備品・物品等をすべて搬出するとともに、建物内外のゴミの残片付け等をきちんとすませて下さい。以上が行われていない場合は、物品等の撤去についての「費用」を請求されたり、「敷金の精算」が開始されないということにもなりますのでご注意ください。

● 借主 (建物使用者) の方へ

本契約書に記載されておりますように、借主としての義務と責任は大きなものです。契約については、本契約書を通読の上、各条項の意味するところを充分ご理解下さい。なお、家賃を滞納したり、貸主の承諾を必要とする事項 (11条)、禁止事項 (12条)、届出事項 (13条) 等に違反した場合は、「契約解除」の原因となりますので、特にご注意下さい。

● 連帯保証人の方へ

連帯保証人は、法律及び本契約書において、借主 (主たる債務者) の債務に対し、連帯してそれを行なう義務が課せられます。「債務」とは、単なる「金銭」的なものだけを指すのではなく、契約に基づく全ての義務を意味します。従って、この賃貸借契約に関し、借主が期間中に行なった (更新の場合を含む) 行為についても、連帯責任があります。

【注意事項】

- 1 雑の受渡し合計 本
- 2 ゴミは指定日にお出し下さい。(自治体が回収しない場合は業者へ依頼して下さい)
 

燃やせるゴミ	毎週	曜日	資源ゴミ	毎週	曜日
燃やさないゴミ	毎週	曜日			
- 3 電気、水道、ガス等に関するお問い合わせ (引越時の精算等) は下記へ。

電気・・・沖縄電力 TEL 0120-58-6890  
 水道・・・ 糸満水道局 TEL 098-995-0026  
 ガス・・・ TEL